



報道資料

広島県安芸郡府中町

提 供 日	令和7年8月29日
問い合わせ	福祉保健部保険年金課 (担当者 課長 平尾) 電話 082-286-3236

国民健康保険の海外転入者の高額療養費に係る算定誤りについて

1 概要

海外から転入され、1月1日時点で日本国内に住所を有しない国民健康保険被保険者の方（海外転入者）については、高額療養費制度（※）における自己負担限度額区分を適用するに当たり、「町民税課税世帯」の区分を適用すべきところを、誤って、より自己負担額が低額となる「町民税非課税世帯」の区分を適用していたため、過支給が生じたものです。

※ 高額療養費制度とは、医療機関等の窓口において患者が支払う医療費及び入院時食事療養費の一部負担金の額が法令に規定する自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額を支給する制度です。

2 発覚した経緯

会計検査院から本事実が各都道府県の市区町村で複数発生しているとの指摘を受け、広島県健康福祉局国民健康保険課長から、各市町で事務の執行状況を確認の上、適切に対応するよう事務連絡があり、当町で時効（5年）分を除く令和2年8月分から令和7年6月分について調査したところ、高額療養費の過支給が判明したものです。

3 対象世帯数及び金額（過去5年分）

3世帯 7万3,100円

※ 適用区分を誤っている限度額適用認定証の有効期限が令和7年7月末までとなっており、今後7月分についても過支給が生じる可能性があります（当町にレセプトが届くまで2か月程度要するため、届き次第確認する予定）。

4 今後の対応

対象世帯の方に、文書等により謝罪と説明をするとともに、過支給額の返還をお願いします。

この度の適用誤りは法令解釈を誤ったことにより生じたものであり、今後、法令解釈について関係機関と十分に協議し厳正な運用を行うことにより、再発防止に努めます。